

「平成23年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員意見・提言

番号	A-4	担当課	保険年金課
事務事業名	国民健康保険給付適正化事業		

判 定 区 分													
(仕分け市民委員数はA班4名、B班3名)													
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市(改善有)	7	東久留米市(現行通り)
0名		0名		0名		0名		0名		3名		1名	

仕 分 け 委 員 意 見 ・ 提 言

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

- 基本的に国の制度であるため、市行政に関与できる領域が狭い。
- 電子カルテの利用促進により、重複・過剰診療、モラルハザードの絶滅などについて国に発信できる様、努力願いたい。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

- 一般財源からの繰り入れを減らすために、医療費の更なる削減・適正化に向けて平成24年度中に後発医薬品の普及促進(差額通知等)を実施してほしい。
- 特定検診、指導の目標達成をしていただきたい。
- 新たな施策として、レセプト分析による重複・頻回受診者の指導や、医療情報の提供等を検討してほしい。
- 市民・医師・薬剤・行政の連携強化(例えば協議会などで検討と推進を図る等)を希望する。
- 市民は保険料を払った後の流れを知らないのが現状。PRのあり方を検討してほしい。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

- 国民健康保険制度の問題点や課題をもっと市民に説明することが必要である。
- 国民健康保険は国・都・他保険組合によって維持されている。一人一人にコスト意識をもっとPRすべき。
- 保健センターと連携を密にし、医療費を抑えるため、更に取り組んでほしい。

委員・・・7東久留米市(現行通り)①現行通りに事業継続

- 現行通りの事業継続を望む。

担 当 課 の 考 え 方

- ・国民健康保険事業において、医療給付費は事業費の大半を占めていますが、被保険者の医療需用に応じて変動するものであり、保険者自らの意思を持って削減できないという難しさもあります。また、国民健康保険制度の重要な財源である国保税は、高齢化や生産年齢被保険者の減少等により伸び悩んでおり、国保財政の健全運営に向けて、一層の改善が求められていることも事実です。
- ・保険給付費の削減に向けての取組みとしては、ジェネリック医薬品の普及促進に引き続き努め、また、平成24年度に医療費差額通知の実施に向けての研究・検討を進めます。
- ・疾病予防への取組みとしては、特定健康診査・特定保健指導実施計画の設定目標に近づくよう引き続き努めていきたい。
- ・平成22年度に国民健康保険の現状等を6回に分けて「シリーズ 国民健康保険」を掲載しましたが、今後も広報等を活用し、国民健康保険の現状等について周知を図ることを検討します。